

平成28年12月5日

## 第423回白石市議会定例会議案

## 目 次

第 8 4 号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第 8 5 号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第 8 6 号議案	白石市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める 条例	・・・	3
第 8 7 号議案	白石市農業委員の任命において認定農業者等が委員の過半数を占める ことを要しないことについて	・・・	6
第 8 8 号議案	白石市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例	・・・	8
第 8 9 号議案	白石市市税条例の一部を改正する条例	・・・	10
第 9 0 号議案	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・	16
第 9 1 号議案	指定管理者の指定について (白石駅東口駐車場・銚子ヶ森駐車場・白石駅東口自転車駐車場)	・・・	19

第 8 4 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 よし美  
生年月日

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 5 号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市  
氏 名 佐 藤 文比古  
生年月日

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 6 号議案

白石市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、白石市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、13人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、14人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(白石市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

2 白石市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和55年白石市条例第22号）は、廃止する。

(白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

農業委員会の 委員	会長	〃	43,500円	
	会長代理	〃	37,100円	
	委員	〃	33,100円	
監査委員	識見を有する 者のうちから	〃	185,500円	

選任された者

を

農業委員会の 委員	会長	報酬月 額及び 年額	規則で定める額
	会長代理	〃	規則で定める額
	委員	〃	規則で定める額
	農地利用最適 化推進委員	〃	規則で定める額
監査委員	識見を有する 者のうちから 選任された者	報酬月 額	185,500円

に改める。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定に基づき、現に農業委員会の委員が在任する場合には、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 第 87 号議案

白石市農業委員の任命において認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないことについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 5 項ただし書きに基づく農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 2 条第 1 号の規定により議会の同意を求める。

### 記

- イ 認定農業者等であった者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）である個人
- ニ 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置づけられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域におい



て指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者  
リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想  
をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水  
準に達している者（以下「基本構想水準到達者」という。）である個人  
又 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

平成28年12月5日

白石市長 山 田 裕 一

第 8 8 号議案

白石市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 9 号議案

白石市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

## 白石市市税条例の一部を改正する条例

白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第5条の2」を「附則第5条の3」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第32条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第33条の8第1項「第32条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第32条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第33条の5から第33条の7まで、第33条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項前段、第33条の7、第33条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若し

くは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第32条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月

1日の属する年度分の第35条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第35条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第33条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
  - (2) 第33条の5から第33条の7まで、第33条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第33条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項前段、第33条の7、第33条の8第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第33条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
  - (3) 第34条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
  - (4) 附則第5条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金



額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市市税条例附則第20条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

第 90 号議案

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第

1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 2 3 条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 2 3 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例附則第 1 0 項及び第 1 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

## 第 9 1 号議案

### 指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

### 記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

白石駅東口駐車場

銚子ヶ森駐車場

白石駅東口自転車駐車場

2 指定管理者となる団体

白石市字中町 4 8 番地 5

白石まちづくり株式会社

3 指定の期間

平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日

平成 2 8 年 1 2 月 5 日

白石市長 山 田 裕 一